

## 第74号議案

### 豊川市土地開発公社定款の変更について

豊川市土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

豊川市長 竹本幸夫

### 豊川市土地開発公社定款の一部を変更する定款

豊川市土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

第15条第2項を次のように改める。

2 理事長は、理事会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、書面によりあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
- (2) 理事会の開催目的及び議事
- (3) 書面による議決権の行使に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認める事項

第16条の次に次の1条を加える。

（書面による議決）

第16条の2 理事長は、災害その他やむを得ない理由により理事会に出席しない理事に書面による議決権の行使を認める場合には、当該理事に議決権を行使するための書面を送付しなければならない。

2 書面による議決権の行使は、前項の議決権を行使するための書面に必要な事項を記載し、理事会の開催日時までに理事会の開催場所に提出して行うものとする。

3 前項の規定により書面による議決権の行使をした理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事長は、書面による議決権の行使がされた理事会の議事について、その結果を速やかに書面による議決権の行使をした理事に報告するものとする。

第18条第2項中「、その会議において」を削る。

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

-----  
理 由

この案を提出するのは、豊川市土地開発公社の理事会の安定的な運営を図るため、書面による議決権の行使をすることができるようにする必要があるからである。